⑵　文部科学省における電気工事の一般競争参加資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成10年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は共同企業体の代表者　主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の病院施設の新営工事で、施工範囲が地上８階地下１階建以上かつ延べ面積21,000㎡以上の電気設備工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員　主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の病院施設の新営工事で、施工範囲が地上４階地下１階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上の電気設備工事

なお、当該工事の契約書及び図面の写しを提出できるものに限る。

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体での参加の場合の構成員数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年度以降に、上記⑷①に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑾　共同企業体の代表者以外の構成員については、上記⑽①、③に定める国家資格を有する監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第12条第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

①　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　親会社と子会社の関係にある場合。

ロ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

②　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

ロ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒113―0033 東京都文京区本郷五丁目24番５号角川本郷ビル８階　国立大学法人東京大学本部施設企画課予算・契約チーム　電話03―5841―2209

⑵　入札説明書等の交付期間及び場所　平成25年８月19日から平成25年８月27日まで、東京大学施設部ホームページにて交付する。
（http://www.u-tokyo.ac.jp/fac01/b07_07_03_j.html）

⑶　申請書の提出期間、場所及び方法　平成25年８月19日から平成25年８月27日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで）、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便、平成25年８月27日17時00分必着に限る。）すること。別に電子入札システムによる申請も行うこと。

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、提出場所及び提出方法　入札説明書による。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は平成25年９月27日11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、持参又は郵送による入札の受領期限は、平成25年９月27日11時00分（必着）とする。開札は、平成25年９月27日14時00分、東京大学施設部会議室において行う。

４　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、その証券を提出する場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。